

しまね・つくば研究者ネットワーク 規約

(目的)

第1条 本会は、筑波研究学園都市周辺の大学や研究機関等に勤務する島根県出身の研究者・技術者及びそれに準ずる研究者・技術者等で構成し、相互の技術・情報の交流を図るネットワークを形成し、つくばの研究資源（技術・人・情報等）の活用により、島根県の産業育成と科学技術の振興に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、しまね・つくば研究者ネットワークと称する。

(規約)

第3条 この規約に定めるもののほか、本会の事業を行うにあたって必要な事項は、ネットワークによる会員の審議等を経て会長が決定する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネット等を活用した会員相互の情報交換
- (2) つくばの研究資源情報を島根に提供するインターネットによるネットワークの開設
- (3) つくばと島根の技術と人の交流を図る「情報交換会」の開催
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、筑波研究学園都市周辺の大学や研究機関等に勤務する島根県出身の研究者・技術者及びそれに準ずる研究者・技術者等のうち、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員等)

第6条 本会に会長1名、副会長1名、幹事若干名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 役員は、会員の互選により選任する。
- 3 会長は本会を代表し、業務を統轄する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長、副会長、幹事は幹事会を構成し、業務を処理する。
- 6 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が指名する。
- 3 顧問は幹事会に助言をする。

(アドバイザー)

第8条 本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは本会の事業等に関し、必要な助言を行うものとする。

附則

本規約は、平成10年8月28日から施行する。

附則

本規約は、平成14年9月7日から施行する。